

○高浜市生活困窮者就労準備支援事業実施要綱

平成27年9月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第6条第1項第1号の規定に基づき市が実施する生活困窮者就労準備支援事業（以下「事業」という。）について、法及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業は、就労に必要な実践的な知識及び技能が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、又は就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者（法第2条第1項に規定する生活困窮者をいう。以下同じ。）に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの一貫した支援を計画的に実施することを目的とする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、市とする。ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができるものであって、社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人その他市長が適当と認めるものに、市が直接行うこととされている事務を除き、事業の全部又は一部を委託して実施することができる。

(対象者)

第4条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、原則として、市内に居住している生活困窮者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次のいずれにも該当する者であって、かつ、事業の利用を申請した日（以下「申請日」という。）において65歳未満の者であること。

ア 申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第

226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されていない者の収入の額を12で除して得た額(以下「基準額」という。)及び生活保護法による保護の基準を定める等の件(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

イ 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。

(2) 前号に該当する者に準ずる者として市長が事業による支援が必要と認めるものであること。

(事業の内容)

第5条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 対象者の状況に応じて、自立相談支援機関(法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を実施する機関をいう。以下同じ。)が作成した施行規則第2条に規定する自立支援計画の内容等及び面談等を通じて把握された対象者の意向等を踏まえつつ、事業の支援を効果的かつ効率的に実施するため、対象者が抱える課題、支援の目標及び具体的内容を記載した就労準備支援プログラム(計画書)(様式第1)を作成すること。

(2) 就労準備支援プログラム(計画書)に基づく次に掲げる事項

ア 対象者の適正な生活習慣の形成を促すため、うがい及び手洗い、規則正しい起床及び就寝、バランスのとれた食事の摂取、適切な身だしなみ等に関する助言、指導等を行うこと。

イ 対象者の社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等の基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援、地域の事業所での職場見学、ボランティア活動等への参加支援等を行うこと。

ウ 対象者の一般就労に向けた技法及び知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供、ビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を行うこと。

(3) 支援の実施状況の確認及び就労準備支援プログラム(計画

書)の見直しに関する次に掲げる事項

ア 就労準備支援プログラム(計画書)に基づく支援の実施状況については、継続的に支援目標の達成状況等の確認を行い、市、自立相談支援機関その他の関係機関と定期的に情報を共有すること。

イ 支援実施後の評価を1月ごとに行い、その結果を就労準備支援プログラム(評価書)(様式第2)に記録するとともに、必要に応じて、就労準備支援プログラム(計画書)の見直しを行うこと。

(支援の実施期間)

第6条 事業による支援の実施期間は、1年を超えない期間とする。

(職員の配置)

第7条 事業の実施に当たって、就労準備支援を行う担当者(以下「就労準備支援担当者」という。)を配置するものとする。

2 就労準備支援担当者は、原則として、生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業の実施について(平成27年4月9日社援発0409第3号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙生活困窮者自立支援制度人材養成研修実施要綱の2 就労準備支援事業従事者養成研修を修了した者とする。ただし、当分の間は、この限りでない。

3 就労準備支援担当者は、キャリア・コンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者、就労支援業務に従事していた者等生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材とする。

(利用申込等)

第8条 事業の利用申込の手続等については、高浜市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱(平成27年9月1日施行)に定めるところによるものとする。

(留意事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施方法については、生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について(平成27年3月6日社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)の別添2 就労準備支援事業の手引き及び生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について(平成27年3月27日付社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知)に定めるところによるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

様式第1（第5条関係）

生活困窮者就労準備支援事業就労準備支援プログラム【計画書】

作成日	
事業所	
担当者	

氏名（ふりがな）	
性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日（ 歳）
職歴	
就労に対する本人の意向	

本人が希望する就労内容 ※本人記載欄

最終的な目標設定及び支援方針 ※本人と担当者で調整の上

支援開始時の本人の状況と課題
①生活自立：（例）昼夜逆転。バランスのとれた食事ができない。身だしなみを整えられない。
②社会自立：（例）協調性に欠ける。コミュニケーションを適切に図ることができない。
③就労自立：（例）作業内容を理解するのが遅い。就労に不安を抱えている。

	長期目標	短期目標	期間	支援内容	備考
①生活自立	（例）規則正しい生活、適切な食事や身だしなみができるようになる。	定時の起床・就寝		起床・就寝の確認	
		買い物・調理方法の習得		買い物や調理方法を教える	
		身だしなみの必要性の理解、方法の習得		身だしなみの必要性や方法について教える	
②社会自立	（例）協調性を身につける。円滑なコミュニケーションができるようになる。	他者と協力して作業ができるようになる。		ボランティア活動	
		自分の考えを伝えることができるようになる。		グループワーク（ディスカッション）等の実施	
③就労自立	（例）作業内容を素早く理解し、効率的に作業ができるようになる。就労について自信が持てるようになる。	何度も説明を受けることなく作業を行えるようになる。		軽作業の実施	
		働く場に慣れる。		職場見学、就労体験	

本人同意欄	
-------	--

※計画内容については、月次の評価により、適宜見直しを行う。

【留意事項】

- ①所定の作業日、作業時間に、作業に従事するか否かは、対象者の自由であること。また、所定の作業量について、所定の量を行うか否かについても、対象者の自由であること。
- ②作業時間の延長や、作業日以外の日における作業指示が行われないこと。
- ③所定の作業時間内における受注量の増加等に応じた、能率を上げるための作業の強制が行われないこと。
- ④欠席・遅刻・早退に対する手当の減額制裁がないこと（実作業時間に応じた手当を支給する場合においては、作業しなかった時間分以上の減額をすることがないこと）。
- ⑤作業量の割当、作業時間の指定、作業の遂行に関する指揮命令違反に対する手当等の減額等の制裁がないこと。

様式第 1 (第 5 条関係)

様式第 2 (第 5 条関係)